

労働基準法の一部を改正する法律の概要

長時間労働者の割合の高止まり等に対応し、生活時間を確保しながら働くことができるようにするため、労働時間制度の見直しを行う等所要の改正を行う。

I 概要

<現在>

<改正後>

(1) 時間外労働の削減

- 時間外労働
- 割増賃金 25%

- 1か月の時間外労働
～45時間
- 45時間超～
- 60時間超～

- 割増賃金 25%

◎ 労使で時間短縮・割増賃金率を引上げ
(努力義務)

- ◎ 割増賃金 50% (法的措置) (注)
- ◎ 引上げ分の割増賃金の支払いに代えて
有給の休日付与も可能

(2) 年次有給休暇の有効活用

- 日単位での年休取得

◎ 5日分は、子の通院等の事由などに対応して、時間単位
での年休取得を可能とする

年休は原則日単位(半日単位も認められた)であり、1日以内単位可。

(注) (1)60時間を超える時間外労働に対して割増賃金を50%とする部分については、中小企業に対して猶予措置を講ずる((1)のその他の部分及び(2)については猶予措置なし)。

II 施行期日

平成22年4月1日